南相馬市中長期財政計画(改訂版)

~ 健全で持続可能な財政運営を続けるために ~

南相馬市復興総合計画第8次実施計画反映版

令和4年3月 総務部財政課

目 次

1	はじめに	
(1)	計画見直しの趣旨	2ページ
(2)	計画の基本的な考え方	2ページ
2	中期財政収支の見通し	
(1)	推計方法の前提	4ページ
(2)	中期財政収支の見通し(財政推計)	4ページ
3	財政運営上の課題	11 ページ
4	財政計画の目標と主な取り組み	
(1)	財政計画の目標	12 ページ
(2)	目標の達成に向けた主な取り組み	13 ページ
5	財政計画	
(1)	取組後の財政収支の見通し	14 ページ
(2)	取組後の財政指標等の見通し	15ページ
資料編		18 ページ

【市財政計画の経過】

- 平成 22 年に南相馬市中長期財政計画(平成 23 年度~令和 2 年度)策定後、平成 23 年 3月 11 日に発生した東日本大震災(以下、「震災」という。)と東京電力福島第一原子力発電所事故(以下、「原発事故」という。)の影響から復興を更に前に進めるため、平成 27 年に南相馬市復興総合計画(平成 27 年度~令和6年度)を策定し、当該計画の実効性を確保する上での財政的な基準として、平成 28 年3月に南相馬市中長期財政計画(平成 28 年度~令和7年度)(復興総合計画第二次実施計画反映版)(以下、「第2期財政計画」という。)を策定しました。
- 第2期財政計画では、当時の国の「東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえた事業規模と財源が令和2年度まで(第1期復興・創生期間終期)であったことから、国の財政措置が終了するものと想定し、市の財政収支の見通し(財政推計)を行っていました。

1 はじめに

(1) 計画見直しの趣旨

震災と原発事故関連事業(以下、「震災関連事業」という。)の着実な進展に加えて、令和元年東日本台風等からの復旧や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連の対応によって事業費の規模が増加する中、新型コロナや震災関連事業の財源については、国県支出金や地方交付税等で概ね措置されてきたことなどから、令和2年度決算現在、本市の財政状況は、「財政構造は、硬直しつつある水準にあるものの、財政の健全度を示す指標は、引き続き健全な状態を維持」している状況にあります。

震災から 10 年以上が経過し、本市では、震災と原発事故の影響に伴う対応が引き 続き必要な状況にある中、政府は令和 2 年 7 月に「令和 3 年度以降の復興の取組に ついて」、令和 3 年 3 月に「「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災から の復興の基本方針」(以下、「新たな国の方針」という。)を閣議決定し、令和 3 年度 から令和 7 年度までの 5 年間を新たな復興期間として第 2 期復興・創生期間と位置づ け、事業規模・財源など、5 年間の施策を明らかにしました。

このため市では、新たな国の方針が明らかになったこと、震災関連事業を除く通常事業の規模が震災前の規模に復元し膨らみつつあり規模の適正化を要する一方、新型コロナウイルス感染症を含む新たな課題へ対応していく必要があることなど、国の制度改正や経済情勢の変化などが生じる中、全ての世代が安心して暮らすことができるよう、引き続き、本市が健全で持続可能な財政運営を続けるため、第2期財政計画の令和4年度以降を見直しました。

(2) 計画の基本的な考え方

①計画の目的

- ・健全で持続可能な財政運営を続けるために、中期財政の収支を見通し、今後の課題を捉え、計画的な取り組みを行うための指針とします。
- ・南相馬市復興総合計画実施計画、予算編成方針などの策定に際しての財政的 な基準とします。

②計画見直しの期間

新たな国の方針を踏まえ、令和4年度から令和7年度までの4年間を見直します。

③計画の会計

計画の会計単位は、普通会計とします。

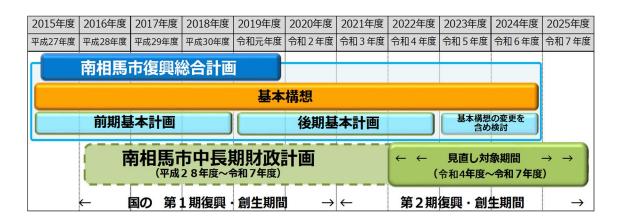
なお、本市の普通会計は、一般会計、育英資金貸付特別会計、亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計を対象としています。

4計画の構成

本計画は、「中期財政収支の見通し」、「財政計画の目標」、「財政計画」で構成しています。

⑤計画の見直し

財政収支の見通しは、策定時点における一定の前提条件の下に推計したものであり、今後の状況によって上振れ、下振れの可能性がありますが、国の制度改正や社会経済情勢の変化に加え、南相馬市復興総合計画の実施計画など、各種計画の進捗状況等を踏まえ、随時計画の見直し(時点修正)を行います。



2 中期財政収支の見通し

(1)推計方法の前提

歳入は予算科目別、歳出は性質別に分類し、令和4年度以降の見通しを算出しています。

また、中期財政収支の見通しは、第2期財政計画をベースに、南相馬市復興総合計画後期基本計画策定時の人口推計、令和2年度までの決算額、令和3年度決算見込額、南相馬市復興総合計画第8次実施計画(以下、「第8次実施計画」という。)、そして令和4年3月現在での令和4年度以降の震災関連事業を見込み算出しています。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応や令和4年3月16日発生の震度6 強による被害への対応に必要な経費については、今後の感染状況などによる影響や 国・県の動向、そして災害救助法などが適用される規模の自然災害による被災への対 応など見通すことが困難なため、今回の推計には含まれておりません。

(2) 中期財政収支の見通し(財政推計)

①歳入・歳出の見通し(資料編24~29頁参照)

歳入では、市税は令和4年度以降減少傾向となり、普通交付税は概ね横ばい、 臨時財政対策債は微増などとなる見通しとなりました。

歳出では、震災関連事業については令和4年度以降も続き、そして震災関連事業を除く通常事業については、扶助費の増などもあり、震災前の規模を上回る見通しとなりました。

この結果、令和5年度から令和7年度までの間、歳入合計よりも歳出合計が上回る収支不足の状態が生じる見通しとなりました。

なお、財政収支の見通しは、過去実績や将来見込む概算事業費などを参考とし、 策定時点における一定の前提条件の下に推計したものであり、今後の状況によって 上振れ、下振れの可能性がありますが、収支差額の生じやすい傾向にあります。

(単位:百万円)

								(+111	· 🗆 /	J1 J/
【歳入】			決算値			推計値				
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
市税	8,573	8,875	9,658	9,599	9,620	9,655	9,549	9,352	8,989	8,827
地方譲与税	382	389	384	396	403	408	410	410	410	410
地方交付税	14,650	13,757	11,744	12,416	11,587	10,560	9,871	10,236	10,760	9,588
普通交付税	5,484	5,012	4,994	4,777	4,941	5,404	4,777	4,546	4,737	4,822
特別交付税	914	924	938	1,448	944	800	800	800	800	800
震災復興特別交付税	8,252	7,821	5,812	6,190	5,702	4,356	4,294	4,890	5,223	3,966
各種交付金	1,218	1,312	1,346	1,363	1,629	1,770	1,668	1,668	1,668	1,668
国庫支出金	17,426	8,988	8,177	6,915	15,523	9,030	4,925	8,724	8,738	6,121
県支出金	53,883	19,824	8,158	7,137	10,279	11,291	7,846	7,324	6,200	4,986
市債	1,588	1,877	2,031	2,152	2,356	3,216	2,521	3,028	2,712	4,648
臨時財政対策債	816	849	975	848	917	983	913	1,039	1,082	1,102
その他の歳入	16,007	18,750	22,258	23,057	19,213	16,286	7,433	5,369	3,675	3,982
歳入合計	113,727	73,772	63,756	63,035	70,610	62,216	44,223	46,111	43,152	40,230
うち震災関連事業	84,317	43,586	31,632	30,669	31,326	25,154	12,972	14,295	12,391	7,090
一般財源計(臨時財政対策債含む)	19,478	18,801	19,125	19,587	19,346	20,046	19,152	18,964	18,926	18,883
【歳出】										
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人件費	4,608	4,643	4,623	4,835	5,786	6,049	6,281	6,120	6,307	6,049
扶助費	4,007	4,177	3,974	4,163	4,345	4,409	4,472	4,533	4,597	4,665
公債費	2,938	3,023	3,084	3,161	3,072	3,697	3,049	3,019	2,930	2,870
義務的経費計	11,553	11,843	11,681	12,159	13,203	14,155	13,802	13,672	13,834	13,584
普通建設事業費	12,492	11,366	12,374	7,129	12,942	14,796	7,673	9,220	13,154	10,912
災害復旧事業費	746	1,349	463	2,947	3,230	1,629	1,657	1,105	100	100
投資的経費計	13,238	12,715	12,837	10,076	16,172	16,425	9,330	10,325	13,254	11,012
物件費	56,867	23,904	9,581	9,723	11,230	11,965	8,028	6,083	5,538	5,538
維持補修費	447	538	474	476	420	570	427	435	444	453
補助費等	6,534	5,746	8,347	8,474	13,236	10,638	7,412	7,246	7,173	7,110
その他の歳出	20,855	12,806	14,942	12,978	9,823	8,075	4,807	9,349	4,357	4,337
歳出合計	109,494	67,552	57,862	53,886	64,084	61,828	43,806	47,110	44,600	42,034
うち震災関連事業	80,480	38,945	29,156	24,608	27,234	25,154	12,972	14,495	12,891	7,690
【収支】										
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
歳入一歳出	4,233	6,220	5,894	9,149	6,526	388	417	▲ 999	▲ 1,448	▲ 1,804
うち震災関連事業	3,837	4,641	2,476	6,061	4,092	0	0	▲ 200	▲ 500	▲ 600
普通会計基金残高 合計	41,808	37,681	33,215	28,887	26,965	24,605	19,926	17,807	16,820	15,594
財政調整基金	4,640	4,123	4,261	3,795	3,392	4,574	4,044	4,044	4,044	4,044
減債基金	3,109	3,510	3,465	3,429	3,373	2,547	1,793	1,793	1,793	1,793
東日本大震災復旧・復興基金	11,985	11,258	9,623	4,512	5,481	2,547	1,415	733	315	,
みらいへつなぐ復興基金	-	-	-	4,015	3,886	3,775	3,262	2,782	2,302	1,822
地域振興基金	818	451	92	95	90	71	48	0	0	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
その他基金	21,256	18,339	15,773	13,041	10,743	11,092	9,363	8,455	8,365	7,935
地方債残高 合計	30,884	30,008	29,189	28,380	27,828	27,483	27,069	27,184	27,065	28,937
臨時財政対策債	13,408	13,374	13,343	13,067	12,806	12,557	12,207	11,983	11,835	11,726
実質公債費比率	10.1	9.1	8.3	9.3	9.3	9.3	9.0	9.3	9.5	9.5
		٠.١	0.0	5.5	٠.٠	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

[※]財政収支の見通し上、令和5年度以降は、財政調整基金・減債基金を加味していません

81.1% 86.4%

実質的な経常収支比率

86.2%

90.3%

91.1%

86.3%

②財政指標等の見通し

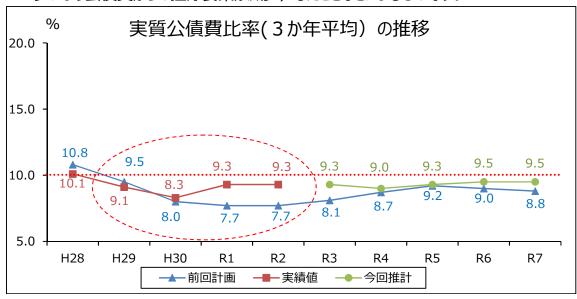
中期財政収支の見通しによる主な財政指標等の見通しは、次のとおりです。

なお、財政指標作成にあたっては、歳入と歳出の差額である収支のマイナス分に財 政調整基金及び減債基金を繰り入れて試算しています。

■実質公債費比率の推移

令和3年度まで、令和元年度実績値 9.3%と同様に横ばいとなり、令和4年度 以降上昇に転じるものの、令和3年度に繰上償還を実施し、後年度負担の平準化 に努めたこともあり、目標である「10%未満」を引き続き下回る見込みです。

なお、「前回計画」と比較して H30~R2 の「実績値」が高い水準にある要因は、市債借入に伴う元利償還金の額が「前回計画」の H29 から R2 にかけて年・約1~2 億円上回ったことに加えて、元利償還金の返済進捗とともに、元利償還金に占める地方交付税措置相当額が約2~3億円減少(基準財政需要額に算入された額の減少により公債費からの控除要素が減少)したことなどによるものです。



※H28からR2までは決算値、R3は決算見込み、R4以降は見通しの値

【参考】類似団体との比較

(単位:%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
南相馬市	10.1	9.1	8.3	9.3	9.3
全国類団	7.5	7.2	6.9	6.6	6.4
東北類団	10.9	10.7	10.0	9.5	10.9

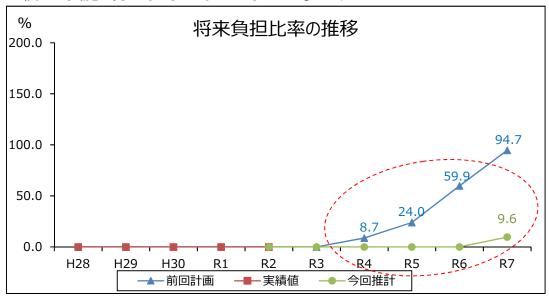
[※]実質公債費比率

収入に対する実質的な市債返済額など債務の割合を示す実質公債費比率は、25%が早期健全化基準、35%が 財政再生基準となっています。また、18%を超える場合は県知事の許可がなければ新たな市債の発行ができなく なる仕組みとなっています。

■将来負担比率の推移

普通会計で負担する将来の負担額と将来の負担額に充当可能な財源を比較し、 震災関連事業の財源である東日本大震災復旧・復興基金残高が計画のとおり減少 していく見込みではあるものの、充当可能な基金が引き続き多い状況が続く見込みの ため充当可能な財源が将来の負担額を上回り、令和6年度まで将来負担比率は生 じない見通しとなりました。その後、新庁舎等の新たな投資(普通建設事業費)に係 る基金の取り崩しによる将来の負担額に、充当可能な財源の減少と市債発行による 将来の負担額増により、令和7年度以降に将来負担比率が発生する見込みですが、 引き続き健全な値を維持する見込みです。

なお、第2期財政計画である前回計画と比較して低い率で推移する見通しとなっているのは、新たな国の方針に伴う財政措置の継続により市単独費の基金取崩し抑制、将来の負担額(繰上償還など)抑制、そして後年度負担に備えた計画的な基金積立の実施に努めていることなどによるものと考えます。



※H28からR2までは決算値、R3は決算見込み、R4以降は見通しの値

【参考】類似団体との比較

(単位:%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
南相馬市	_	_	_	_	_
全国類団	33.1	31.3	25.3	25.5	25.1
東北類団	40	36.9	34.4	39.4	35.3

[※]将来負担比率

一般会計等が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示す将来負担比率は、350%が早期健全化基準となっています。この比率が高いと将来的に財政が圧迫される可能性が高いと言われています。

■経常収支比率の推移

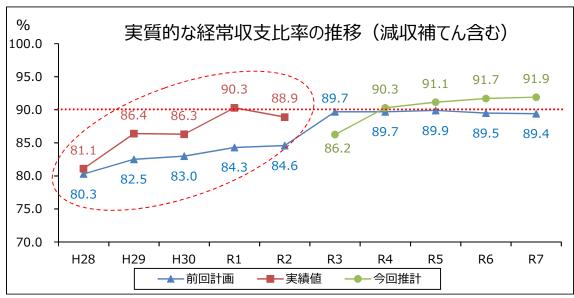
第2期財政計画では、物件費や補助費等の経常経費の縮減に努め、経常収支比率90%未満を目標としていました。

「前回計画」と比較して H28~R2 の「実績値」が高い水準にある要因は、合併に伴う特例措置の低減や震災関連事業の着実な進展に伴い、震災関連事業を除く通常事業の復元とともに経常的経費も震災前の状態に復元(経常的経費: H21 164.6 億円、R1 165.4 億円) したことによるものです。(資料編 30 頁参照)

本市の実質的な経常収支比率は、令和3年度まで目標の範囲内にあるものの、 地域振興基金の活用により基金残高が減少し、充当している事業の継続実施や施 設の維持管理に要する経費(物件費・除草、維持補修費・修繕)などに加えて、令 和4年度以降、引き続き扶助費の増なども見込まれるため、財政構造の弾力性が硬 直化の傾向となる見通しとなりました。

【実質的な経常収支比率の算定】

震災の影響に伴い、沿岸部大規模太陽光の施設(償却資産)に伴う固定資産 税等の市税収入が、事業者への課税免除特例措置(震災に伴う国の特例措置) により、市税減収相当額が震災復興特別交付税収入として補てんされ、本来、経常 的な収入が臨時的な収入に変わっています。このことから、本市の実質的な経常収支 比率を見るため、市税減収補てん措置分を本来の市税収入として算定しています。



※H28からR2までは決算値、R3は決算見込み、R4以降は見通しの値

※経常収支比率

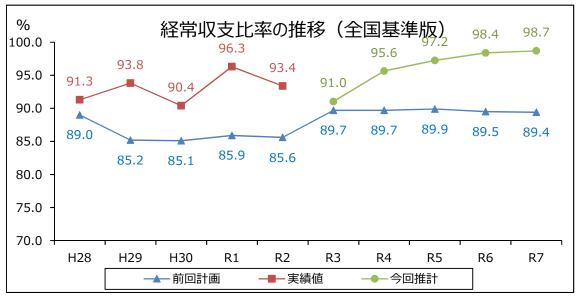
財政構造の弾力性を測定する経常収支比率は、一般的には80%を超えると弾力性が失いつつあると言われています。

【参考】類似団体との比較

(単位:%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
南相馬市	81.1	86.4	86.3	90.3	88.9
全国類団	91.2	91.6	91.4	92.0	91.8
東北類団	90.7	91.2	92.0	93.3	92.6

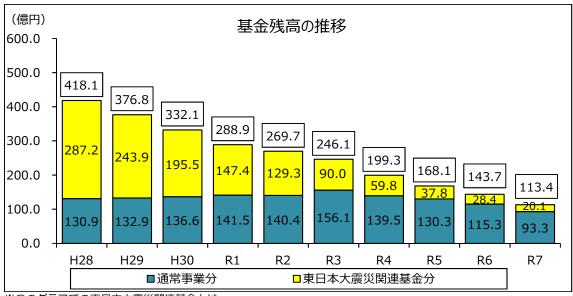
【参考】全国一律に算定・公表される経常収支比率の場合



※H28 から R2 までは決算値、R3 は決算見込み、R4 以降は見通しの値

■基金残高の推移 ※歳入と歳出の差額である収支のマイナス分に財政調整基金及び減債基金を繰り入れて試算

基金残高は、通常事業分は将来の備えなど含め確保しつつ、東日本大震災関連基金分は、東日本大震災関連事業の財源として、国から交付された補助金を原資とする東日本大震災復興交付金基金や帰還・移住等環境整備交付金基金などの活用が着実に進んでいることから、平成 28 年度から減少傾向にあります。

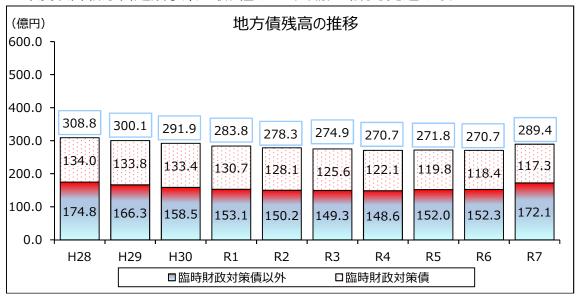


※このグラフでの東日本大震災関連基金とは、

東日本大震災復興交付金基金、帰還・移住等環境整備交付金基金、東日本大震災遺児等支援基金、東日本大震災復旧・復興基金、 みらい夢基金、市民一体化復興促進基金 、みらいへつなぐ復興基金のこと。

■地方債残高の推移

地方債残高は、将来負担の軽減に向けた取り組みとして、平成 28 年度以降は、普通交付税措置の優遇された地方債の活用に努めるとともに、普通交付税措置のない地方債の発行抑制や繰上償還の実施などにより、令和6年度まで減少傾向にありますが、令和7年度以降新庁舎建設事業の取り組みにより増加に転じる見込みです。



3 財政運営上の課題

震災と原発事故の影響に伴う対応が引き続き必要な状況にあること、震災関連事業を除く通常事業の規模が膨らみつつあり、規模の適正化を要する一方、新型コロナウイルス感染症への対応を含む新たな課題へ対応していく必要があることなど、国の制度改正や経済情勢の変化などが生じる中、真に必要な事業を見極め、引き続き、健全で持続可能な財政運営を続けるために、次の各課題に対応していく必要があります。

(1) 実質公債費比率

実質公債費比率は、引き続き健全な状態を維持する見込みです。

しかし、今後も公共施設及び公共インフラの老朽化に伴う長寿命化・更新等に要する財源として市債活用や企業会計への公債費に要する経費へ繰出基準相当額の負担が見込まれるため、各年度市債の新規発行額と返済額のバランスなどの確保により、健全な範囲内で財政指標が上昇傾向とならないように、市債以外の財源活用や事業年次を調整するなど、後年度負担の平準化などに努めていく必要があります。

(2) 将来負担比率

実質公債費比率は、引き続き健全な状態を維持する見込みです。

なお、震災関連事業の進捗に応じ、基金の計画的な活用に伴い基金残高が減 少傾向となり、通常事業においても令和5年度以降、新庁舎建設事業の着手等 に伴い、令和7年度から将来負担比率が生じることが見込まれます。

このため、将来の備えを含めた基金残高の確保と企業会計等を含む市債残高のバランスも意識した財政運営が引き続き必要となります。

(3)経常収支比率

地域振興基金等の残高が減少する中、充当してきた事業の継続実施や施設の維持管理に要する経費(物件費・除草、維持補修費・修繕)など、経常的経費が増加し、令和3年度まで目標の範囲内にあるものの、令和4年度以降、扶助費の増も見込まれ、財政構造の弾力性が硬直化の傾向となる見通しにあることから、市民サービスを維持しつつ、段階的な内部努力の徹底など、経常的な経費の適正化に努める必要があります。

(4) 財政調整基金の残高

今後も引き続き、不測の事態等に対応するためにも、令和元年東日本台風等の 緊急的な対応のような災害対応等の取崩しを除き、財政調整基金の残高が標準 財政規模の10%(約18億円)を下回らない額の維持に努める必要があります。

4 財政計画の目標と主な取り組み

(1) 財政計画の目標

こうした状況を踏まえ、国の制度改正や経済情勢の変化などが生じる中、全ての世代が安心して暮らすことができるよう、真に必要な事業を見極め、引き続き、本市が健全で持続可能な財政運営を続けるため、次のとおり各課題に対応する財政指標等の目標を定めます。

なお、改訂前の財政計画の目標に、健全で持続可能な財政運営を続ける視点から、新たに将来負担比率と財政調整基金の残高維持を追加し、実質公債費比率と 経常収支比率については、計画年度終期に目標値を達成する内容に改めています。

①実質公債費比率

計画年度終期の令和7年度に10%未満を目標として各年度市債の新規発行額と返済額のバランス確保や市債の新規発行にあたっては地方交付税措置の高い起債活用などにより、引き続き、健全な財政指標の維持を目指します。

②将来負担比率

基金残高の減少傾向に伴い将来負担比率が将来生じることが見込まれますが、 引き続き、健全な財政指標の維持を目指します。

③経常収支比率

財政構造上、高齢化の進展に伴う扶助費の増加により、硬直化の傾向が見込まれるため、市民サービスを維持し、段階的な内部努力の更なる徹底と行政資源配分の最適化などにより、計画年度終期の令和7年度に90%未満を目指します。

なお、目標とする指標については、本市の実質的な経常収支比率とし、震災復 興特別交付税による税減収補てん分を本来の市税収入とみなし算出しています。

④財政調整基金の残高維持

不測の事態等に対応するためにも、令和元年東日本台風等への緊急的な対応 のような災害対応などの取崩しを除き、原則、標準財政規模の10%(約18億円) の残高維持に努めます。

(2) 目標の達成に向けた主な取り組み

市復興総合計画の実効性や市民サービスの質を確保しつつ、健全で持続可能な財政運営を続けるため、次の主な取り組みについて実施します。

①復興総合計画に掲げる重点戦略等への重点化

・ 政策目標の実現に繋がる取り組みに対し、重点的に対応していまいります。 なお、震災関連事業といえども成果や手法を見極め、段階的な見直しに努め ます。

② 「臨時事業」と「経常事業」の明示による事業区分管理

財政構造の弾力性を示す財政指標の適正化を図るため、経常事業へのシーリングなどの編成手法を活用します。

③特定財源の積極的な活用と自主財源の確保の取組

- ・ 国・県の情報を常に収集し、国・県の復旧復興の財源や東日本大震災復興 特別区域法及び福島復興再生特別措置法など、十分活用できるよう、国・県 に働きかけるなど、引き続き財源確保に努めます。
- ・ 歳入の確保と歳出の見直しとして、交付税措置率の高い有利な市債の活用、 減債基金活用による公債費の繰上償還(公債費の後年度負担軽減)、そ してDX化など業務執行方法の改善などにより経費を節減し、特に物件費や 補助費等の節減(年3%削減)などに努めます。

④中長期的・組織横断的な視点、全体最適化や実施効果を高める視点による事業構築

- ・ 新たな課題の対応にあたり、特定の部局のみでは効果的な対応が困難な事 案が生じているため、新たな事業の構築等にあたっては、組織横断的・複合的 に取り組むことで、類似事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底など、効果的な取り組みや歳出の精査に努めます。
- ・ 老朽化の進む公共施設等の修繕・改修など、公共施設等総合管理計画への 対応として、これまで計画的に積み立てている基金などの有効活用により、財政 負担の軽減・平準化に努めます。

5 財政計画

(1) 取組後の財政収支の見通し

中期財政収支の見通しに、財政計画の目標を加味した第2期財政計画・取組後の財政収支の見通しは次のとおりです。 (単位:百万円)

【常	表 】			決算値			推計値				
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
市和	Ř	8,573	8,875	9,658	9,599	9,620	9,655	9,549	9,352	8,989	8,827
地方	5譲与税	382	389	384	396	403	408	410	410	410	410
地方	5交付税	14,650	13,757	11,744	12,416	11,587	10,560	9,871	10,236	10,760	9,588
	普通交付税	5,484	5,012	4,994	4,777	4,941	5,404	4,777	4,546	4,737	4,822
	特別交付税	914	924	938	1,448	944	800	800	800	800	800
	震災復興特別交付税	8,252	7,821	5,812	6,190	5,702	4,356	4,294	4,890	5,223	3,966
各種	重交付金	1,218	1,312	1,346	1,363	1,629	1,770	1,668	1,668	1,668	1,668
国原	車支出金	17,426	8,988	8,177	6,915	15,523	9,030	4,925	8,724	8,738	6,121
県3	支出金	53,883	19,824	8,158	7,137	10,279	11,291	7,846	7,324	6,200	4,986
市信	ţ	1,588	1,877	2,031	2,152	2,356	3,216	2,521	3,028	2,712	4,648
	臨時財政対策債	816	849	975	848	917	983	913	1,039	1,082	1,102
そ0)他の歳入	16,007	18,750	22,258	23,057	19,213	16,286	7,960	6,641	5,195	5,808
	歳入合計	113,727	73,772	63,756	63,035	70,610	62,216	44,750	47,383	44,672	42,056
	うち震災関連事業	84,317	43,586	31,632	30,669	31,326	25,154	12,972	14,295	12,391	7,090
	般財源計(臨時財政対策債含む)	19,478	18,801	19,125	19,587	19,346	20,046	19,152	18,964	18,926	18,883
【点	起 出】										
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	井費	4,608	4,643	4,623	4,835	5,786	6,049	6,281	6,120	6,307	6,049
	力費	4,007	4,177	3,974	4,163	4,345	4,409	4,472	4,533	4,597	4,665
公信	責費	2,938	3,023	3,084	3,161	3,072	3,697	3,392	2,874	2,865	2,854
	義務的経費計	11,553	11,843	11,681	12,159	13,203	14,155	14,145	13,527	13,769	13,568
	通建設事業費	12,492	11,366	12,374	7,129	12,942	14,796	7,673	9,220	13,154	10,912
災	『復旧事業費	746	1,349	463	2,947	3,230	1,629	1,657	1,105	100	100
	投資的経費計	13,238	12,715	12,837	10,076	16,172	16,425	9,330	10,325	13,254	11,012
物作	‡費	56,867	23,904	9,581	9,723	11,230	11,965	8,028	5,794	5,065	5,006
	寺補修費	447	538	474	476	420	570	427	435	444	453
	力費等	6,534	5,746	8,347	8,474	13,236	10,638	7,412	7,053	6,882	6,781
そ0)他の歳出	20,855	12,806	14,942	12,978	9,823	8,075	4,808	9,649	4,658	4,636
	歳出合計	109,494	67,552	57,862	53,886	64,084	61,828	44,150	46,783	44,072	41,456
	うち震災関連事業	80,480	38,945	29,156	24,608	27,234	25,154	12,972	14,295	12,391	7,090

【収支】

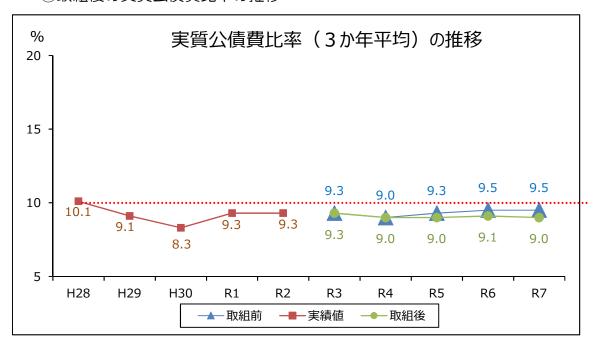
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
歳入一歳出	4,233	6,220	5,894	9,149	6,526	388	600	600	600	600
うち震災関連事業	3,837	4,641	2,476	6,061	4,092	0	0	0	0	0
普通会計基金残高 合計	41,808	37,681	33,215	28,887	26,965	24,605	19,399	16,492	14,885	12,732
財政調整基金	4,640	4,123	4,261	3,795	3,392	4,574	3,861	3,292	2,876	2,166
減債基金	3,109	3,510	3,465	3,429	3,373	2,547	1,450	1,230	1,026	809
東日本大震災復旧·復興基金	11,985	11,258	9,623	4,512	5,481	2,547	1,415	733	315	0
みらいへつなぐ復興基金	-	-	-	4,015	3,886	3,775	3,262	2,782	2,302	1,822
地域振興基金	818	451	92	95	90	71	48	0	0	0
その他基金	21,256	18,339	15,773	13,041	10,743	11,092	9,363	8,455	8,365	7,935
地方債残高 合計	30,884	30,008	29,189	28,380	27,828	27,483	26,726	26,982	26,926	28,814
臨時財政対策債	13,408	13,374	13,343	13,067	12,806	12,557	12,207	11,983	11,835	11,726
実質公債費比率	10.1	9.1	8.3	9.3	9.3	9.3	9.0	9.0	9.1	9.0
実質的な経常収支比率	81.1%	86.4%	86.3%	90.3%	88.9%	86.2%	90.3%	89.4%	89.6%	89.7%

[※]前年度決算剰余金の1/2を財政調整基金積立金として推計、令和4年度以降は財政調整基金含み繰越金が6億円程度発生するよう調整しています。

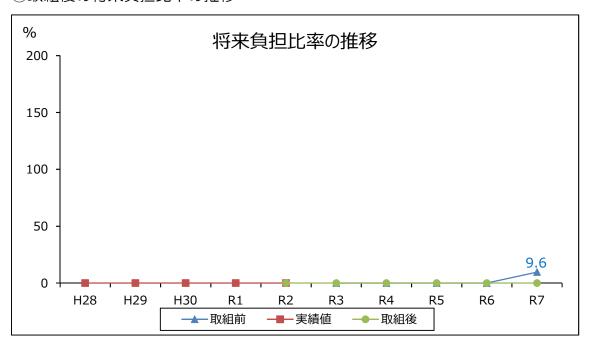
[※]取組後の財政収支の見通しでは、減債基金の活用を見込み取崩を行っています。

(2) 取組後の財政指標等の見通し

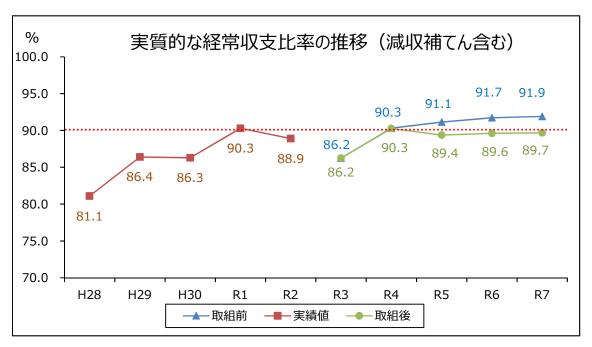
①取組後の実質公債費比率の推移



②取組後の将来負担比率の推移

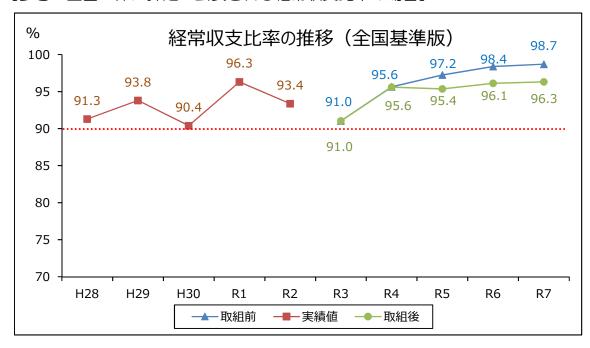


③取組後の経常収支比率の推移

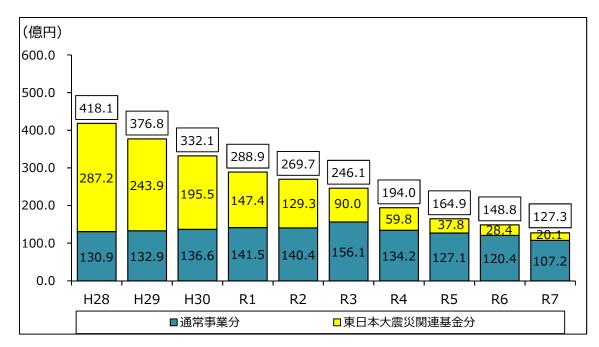


※ 目標とする指標の算出にあたっては、本市の実質的な経常収支比率を見るため、震災復興特別交付税による税減収補てん分を本来の市税収入とみなし算出しています。

【参考:全国一律に算定・公表される経常収支比率の場合】

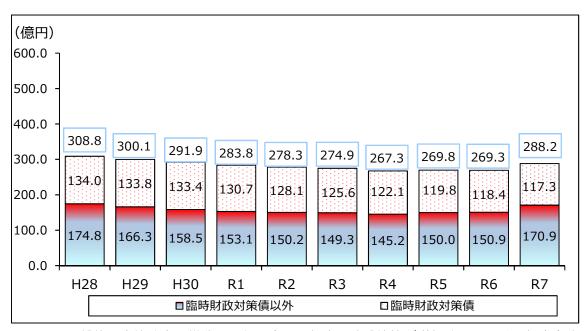


④取組後の基金残高の推移(各年度末)



※ 取組後の基金残高の推移のうち、平成 28 年度から令和2年度にかけて基金残高総額 が減少傾向にあるのは、国の第1期復興・創生期間の中で、震災関連事業の計画的な実 施に伴い、復興交付金基金や帰還・移住等環境整備交付金基金、そして東日本大震災復 旧・復興基金を活用し、計画的な事業実施の財源として活用してきたことによるもので す。

⑤取組後の地方債残高の推移(各年度末)



※ 取組後の市債残高の推移のうち、令和7年度の建設債等が増額する要因は、新庁舎建 設の事業実施に伴う市債発行を見込んでいることによるものです

資 料 編

資料編1 第2期財政計画 改訂前・改訂後の主な比較分析

資料編2 財政指標分析の補足(経常収支比率)

資料編3 中期財政収支の見通し(財政推計の方法)

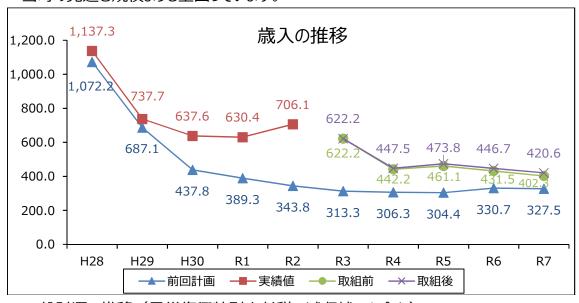
資料編4 財政用語の解説

資料編1 第2期財政計画 改訂前・改訂後の主な比較分析

※ 前回計画は、第2期財政計画改訂前の計画、実績値は決算値、取組前は第2期財政計画改訂版の財政収支見通し(財政推計)、取組後は第2期財政計画改訂版の計画を表しています。

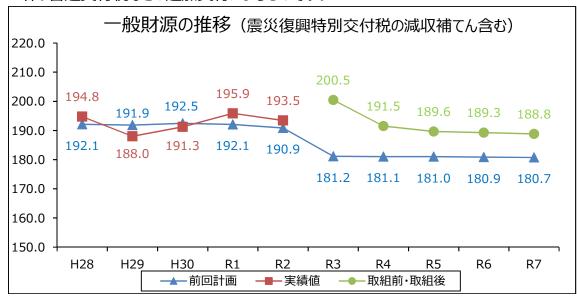
■歳入の推移

H29 以降、前回計画と実績値の差が生じている要因は、震災関連事業のうち、主にため池の保全再生に要する財源が当時の見込みよりも大きく、その後、東日本台風等への対応やR2 での国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連の対応などにより当時の見込む規模よりも上回っています。



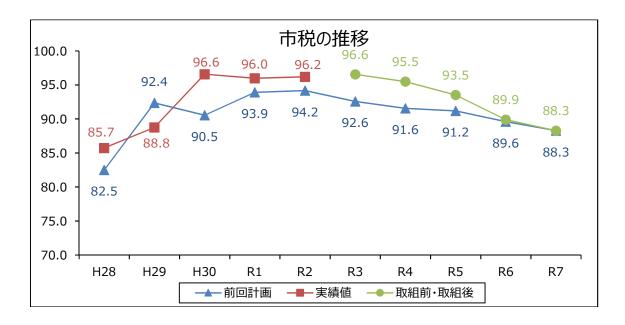
■一般財源の推移(震災復興特別交付税の減収補てん含む)

H28 からH29 まで前回計画と実績値が概ね見込みどおり推移していたものの、R3 以降、当時の国の「東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえた事業規模と財源が令和2年度まで(第1期復興・創生期間終期)であったことから、国の財政措置が終了するものと想定し、市の財政収支の見通し(財政推計)を行っていました。その後、新たな国の方針から引き続き継続することとなり、前回計画と取組前・取組後に差が生じる見込みとなっています。なお、R3の値が約200億円となる要因は、国の経済対策に伴う普通交付税などの追加交付によるものです。



■市税の推移

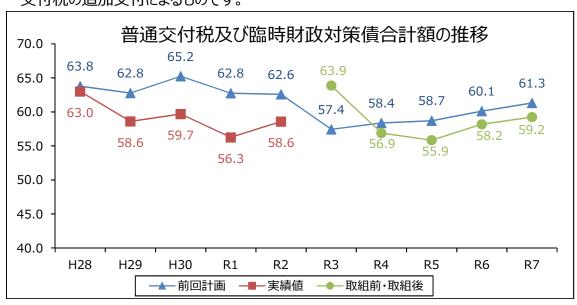
H28 からR2 までの間、前回計画と実績値に差が生じた主な要因については、旧緊急時避難準備区域に係る課税について、市税減免条例に基づく2分の1減免から通常課税への移行等を想定していました。その後、実績値では、20km 圏外における減免の終了や居住制限区域と旧避難指示解除準備区域における減免割合の縮小、復興に伴う新築家屋の増加などにより、土地、家屋ともに前回計画の見込みを上回る状況となりました。



■普通交付税及び臨時財政対策債合計額の推移

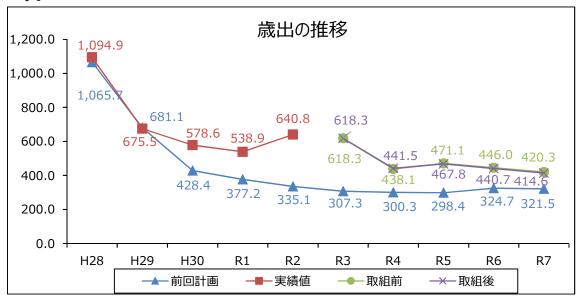
H28からR2までの間、前回計画と実績値に差が生じた主な要因については、市税の 実績や普通交付税の特例算定に伴う合併算定替の増加額が段階的に減少したことな どに伴い、前回計画の見込みを下回る状況となりました。

なお、R3の大幅に上振れとなる要因は、国の地方財政対策や経済対策に伴う普通 交付税の追加交付によるものです。



■歳出の推移

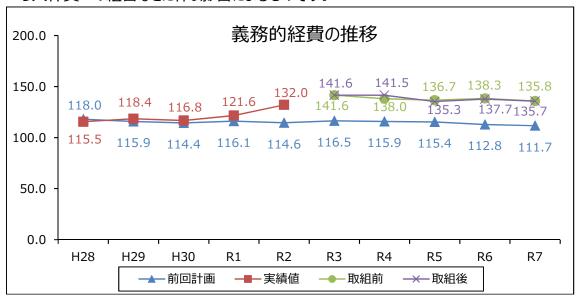
H28 からH29 まで前回計画と実績値が概ね見込みどおり推移していたものの、引き続き必要となる震災関連事業、東日本台風等への対応、そしてR2から国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連の対応などにより当時の見込みよりも上回っています。



■義務的経費の推移 ※人件費・扶助費・公債費

H28からH30まで前回計画と実績値が概ね見込みどおり推移していたものの、R1の東日本台風等の影響から時間外などによる職員手当等の人件費、待機児童対策に伴う民間施設への給付追加などに伴う扶助費の増、そして公債費では元金返済の据え置きをやめ早期の償還に伴う増となっています。

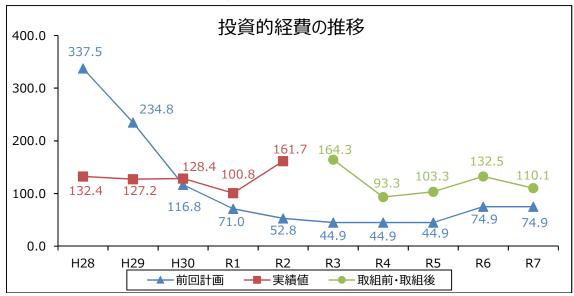
なお、R2の実績値やR3以降の取組前・取組後が前回計画に対し増加しているのは、 R2から会計年度任用職員制度開始の制度変更に伴い、性質の取り扱いが物件費から人件費への組替などに伴う影響によるものです。



■投資的経費の推移 ※普通建設事業・災害復旧事業

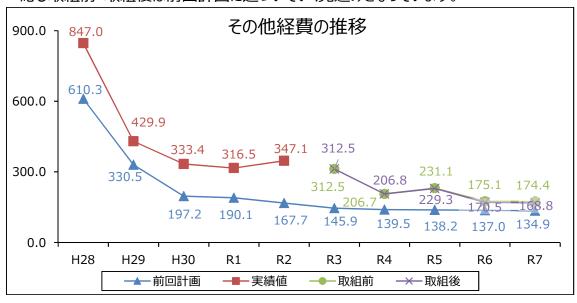
前回計画では、R2まで震災関連事業の進捗等から経費の減少となり、R6から上昇に転じるのは、主に新庁舎建設工事の着手見込みによるものです。実績値では、H30まで約130億円の規模を推移するものの、R1から東日本台風等の影響からR2への繰り越しやR2で災害復旧の本格実施によりR1から上昇へ転じています。取組前・取組後は、国の第2期復興・創生期間を踏まえ引き続き必要となる震災関連事業の実施を見込んでいることから、前回計画よりも経費の規模が上回る見込みです。

なお、H28 及びH29 の前回計画と実績値の差は、公共施設を除く除染事業の性質区分を物件費ではなく投資的経費として見込んでいたことにより差が生じたものです。



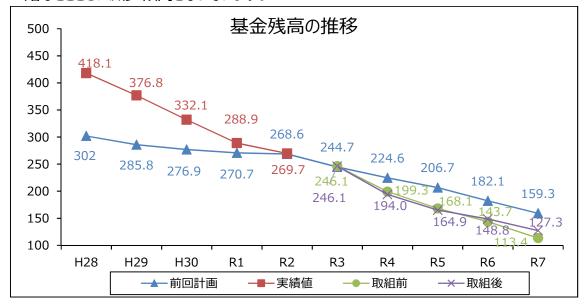
■その他の経費(歳出)

H28 以降、実績値や取組前・取組後が前回計画を恒常的に上回っている要因は、公共施設を除く除染事業など震災関連事業に係る経費が当時の見込みより上回っていることや、R2 から国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連の対応(特別定額給付金含む)の取り組みなどにより増加し、R3 以降、震災関連事業などの進捗に応じ取組前・取組後は前回計画に近づいていく見込みとなっています。



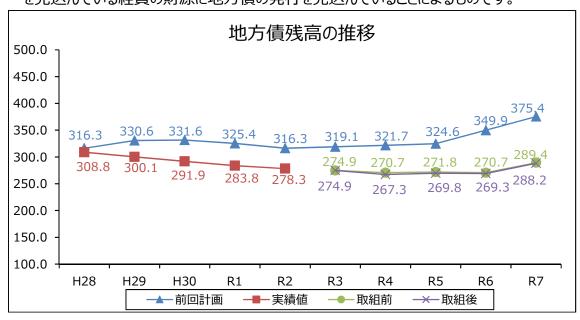
■基金残高の推移(定額運用基金含む)

H28からR2までの間、前回計画と実績値の差が生じている要因は、震災関連事業のうち、主にため池の農業水利施設等保全再生事業が当時の見込みよりも規模が大きく、かつ国の復興財源(基金型)をH28から積み立てたことにより基金残高が増加し、その後事業の進捗や基金に積み立てていた東日本大震災復興交付金の一部返還開始などとともに減少傾向となっています。



■地方債残高の推移

H29 以降、前回計画と実績値の差が生じている要因は、震災関連事業のうち小高 区復興拠点施設の整備に当たり、約 20 億円の地方債活用を見込んでいたものの、そ の後国との協議等により国・県の財政措置が得られたことや、地方債の返済にあたり元 金返済の据え置きをやめ早期の償還に伴い、地方債残高が大幅に減少したところです。 なお、取組後のR5 から上昇に転じる主な要因は、新庁舎建設の委託や工事の着手 を見込んでいる経費の財源に地方債の発行を見込んでいることによるものです。



資料編2 中期財政収支の見通し(財政推計の方法)

【歳入の見通し】

項目	推計方法
市税	■個人市民税
	令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響からは完全に回復
	していないと見込まれることから、令和2年度決算比▲2.2%で算出
	令和5年度以降は、令和3年度と令和4年度の平均減少率▲
	1.1%を、各前年度の額に乗じて算出
	■法人市民税
	令和4度以降は、税率改正等特殊要因のなかった平成 29 年度と
	平成 30 年度の決算比の減少率▲1.0%で算出
	■軽自動車税
	令和4年度は、直近3年間の車種別課税増減数やグリーン特例
	の影響を考慮し、令和3年度当初比2.0%の増で算出。
	令和5年度以降は、20歳以上の年齢減少率を基に算出。
	■市たばこ税
	令和4年度は、令和元年度と令和2年度の実績本数減少率を基
	に、税率改正により令和3年度当初比3.1%増で算出。
	令和5年度以降は、20歳以上の年齢の人口減少率(人口推
	計)約▲1.0%を、各前年度の額に乗じて算出
	■固定資産税・土地分
	令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に対する商業地
	の負担調整措置の軽減措置等を加味しつつ、評価替や宅地・雑種地
	の負担調整率の見込みを勘案し算出。
	令和6年度以降は横ばいで推移すると見込み算出
	■固定資産税·家屋分
	令和4年度は、新型コロナウイルス感染症等にかかる特例措置廃
	止の影響等を加味し、令和3年度当初比2.8%程度の増で算出。
	減免措置から通常課税への移行等を勘案し、令和5年度までは増
	加傾向で算出。令和6年度以降については、新築棟数は落ち着きを
	見せていることなどから、評価替えによる増減を加味しつつ、減少傾向
	での推移を見込み算出。
	■固定資産税・償却資産分
	近年の経済状況等を勘案し算出
	《火力発電所分》
	汽力発電設備に係る設備投資は見込まれるものの、既存資産の減

	価償却が大きいことから、▲10%程度の減少傾向で算出。
	※上記以外の増額要因として、沿岸部大規模太陽光発電事業に係
	る固定資産税を加味し算出するものの、復興特区制度による課税免
	除に伴い、令和7年度までは毎年度約10億円程度を固定資産税か
	ら震災復興特別交付税への振替により算出。
	■都市計画税
	平成 22 年度課税廃止により、滞納繰越分のみで算出
	■鉱産税
	鉱物(原砂)の販売価格低下を加味し、令和4年度以降、1千円
	で算出。
	■特別土地保有税
	平成 15 年度課税廃止により、滞納繰越分のみで算出
地方譲与税	■地方譲与税·各種交付金
各種交付金	令和4年度以降、令和4年度当初予算の見込み額と同額で算出
地方交付税	■普通交付税
	令和4年度は、令和4年度当初予算見込み額で算出
	令和5年度以降は、市税収入等の推移から基準財政収入額を、人
	口、公債費等の推移から基準財政需要額を推計し算出
	■特別交付税
	令和4年度以降は、令和4年度当初予算の見込み額と同額で算出
	■震災復興特別交付税
	第8次実施計画の計画事業額に対する財政措置見込額と市税
	減収補てん措置見込額を合算し算出
	令和5年度以降は、「平成33年度以降においても必要となる復興
	事業」に係る所要額調査及び福島再生加速化交付金事業所要額
	等調査(以下「国の復興関連事業需要調査等」という。)の財源見
	込額を算入し算出
国庫支出金	■普通建設事業に係る財源分 及び 普通建設事業を除く震災関連
県支出金	事業に係る財源分
	令和5年度以降は、第8次実施計画の計画額と国の復興関連
	事業需要調査等の財源見込額、及び各種施設改修計画を基に算
	出
	■その他事業に係る財源分
	現行制度が維持されるものとして社会保障関連経費の増加等を加
	味し+1.0%程度で算出
繰入金	主な基金繰入金について次のとおり

	■職員退職手当基金
	令和4年度は、令和4年度当初予算の見込み額から算出
	令和 5 年度以降、退職手当見込額が 3 億円を上回る場合に差
	額繰り入れを見込み算出
	■庁舎建設基金
	令和 5 年度から設計、令和 7 年度以降建築、解体工事を想定
	し、起債以外の財源として繰入れを見込み算出
	■東日本大震災復旧・復興基金 及び みらい夢基金
	第8次実施計画の計画額をもとに、令和7年度まで震災関連事
	業に係る一般財源に対し全額繰り入れを見込み算出
	■みらいへつなぐ復興基金
	令和4年度以降、令和4年度当初予算取崩額と同額程度を想
	定し、毎年度7億円程度繰入れを見込み算出
	■帰還·移住等環境整備交付金基金
	第8次実施計画の計画額及び国の復興関連事業需要調査等の財
	源見込額をベースに繰り入れを見込み算出
繰越金	各年度の歳入歳出推計額差し引き額を繰越金として算出
市債	■建設債
	第8次実施計画の計画額等に対する財源見込額を基に算出
	■臨時財政対策債
	臨時財政対策債については、令和4年度は当初予算の見込額。令
	和5年度以降は、普通交付税に対する臨時財政対策債の平成30
	年度から令和2年度までの割合平均値18.7%を採用して推計。
その他の歳入	■分担金·負担金
	令和4年度は、令和4年度当初予算の見込み額から算出
	令和 5 年度以降は、震災前 4 か年の平均伸び率約 ▲ 2.1%を各前
	年の額に乗じて算出
	■使用料・手数料
	令和4年度は、令和4年度当初予算の見込み額から算出
	令和5年度以降は、震災前4か年の平均伸び率▲1.1%(使用
	料)、約▲0.3%(手数料)を各前年の額に乗じて算出
	■財産収入·寄附金
	令和4年度は、令和4年度当初予算の見込み額から算出
	令和5年度以降は、各年度、令和4年度と同額で算出

【歳出の見通し】

項目	推計方法
人件費	■職員数
	第2次南相馬市定員適正化計画の内容を踏まえ、前年度在籍職
	員 – 退職者 + 新採用職員 + 再任用職員で算出 + 任期付職員で算
	出
	■職員給及び退職金
	職員数の考え方のとおり退職・採用者数を見込み算出
扶助費	■事業費が1億円超となる主な事業
	児童手当、障害者自立支援給付事業などの過去の事業実績・伸
	び率や人口推計(年少人口推計)を基に算出
	■その他の扶助費
	社会保障関連経費の増加等を加味し+1.0%で算出
公債費	令和3年度までの既発債に係る償還見込額に加え、令和4年度
	以降新規発行見込額を基に各年度の償還額見込額を算出
	■建設債に係る新規発行額
	第8次実施計画、施設改修計画等を参考に財源構成に占める市債
	の過去平均割合等から算出
	■新規発行見込額
	借入先・償還期限別(10年から30年償還(据置なし))
	に、過去実績から分割し算出
	■利率・償還方法
	《公的資金》
	令和4年1月時点の貸付利率を基準に算出
	《銀行資金》
	公的資金の貸付利率に対する銀行資金の貸付利率の実績を考慮
	した率で算出
	《償還方法》
並27年記事業	元金均等で算出
普通建設事業 費	■第8次実施計画 第8次実施計画の普通建設事業費から積上げ等により算出
貝	第8次実施計画の音通建設事業員が5億工の寺により昇出 第8次実施計画に掲載されていない事業(以下、「非掲載事業」とい
	第 8 次夫爬計画に拘載されていない事業(以下、「 非拘戦事業」とい う。) のうち、
	□・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	■ 通市事業力
	一
	ᄧᆽᇎᄱᄦᇇᆓᄔᆘᅆ

	■震災関連事業分
	実施計画掲載事業や国の復興関連事業需要調査等を基に算出
	なお、令和5年度から令和7年度にかけて震災関連事業の実施事
	業見込額の増減により普通建設事業費の算出額も増減幅が大きく生じ
	ています。
災害復旧事業	令和5年度までは、令和3から4年度までの予算計上額(繰越含
費	む)を基に執行率を加味し計上。令和6年度以降は1億円の計上額
	で推計。
物件費	■第8次実施計画
	第8次実施計画の物件費の積上げ等により算出
	■非掲載事業のうち通常事業分
	《臨時的経費》
	令和4年度当初予算と同額として算出
	《経常的経費》
	震災前、平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 か年平均伸び率
	+0.02%で算出
	■非掲載事業のうち震災関連事業分
	実施計画掲載事業の震災関連事業分や国の復興関連事業需要
	調査等を基に算出
維持補修費	令和4年度は令和4年度当初予算の見込み額から算出
	令和5年度以降は伸び率+2.0%を各前年度の額に乗じて算出
補助費等	■公営企業会計繰出分
	公営企業会計に対する繰出見込額により算出
	■債務負担行為分
	設定済みの債務負担行為に基づく補助費等の支出見込額で算出
	■震災関連事業分 及び その他通常事業分
	《第8次実施計画》
	第8次実施計画の補助費等の積上げ及び国の復興関連事業需
	要調査等により算出
	《非掲載事業分》
	「その他通常事業分」を震災前の平成 21 年度対平成 20 年度伸
	び率 + 1.0%で算出
その他の歳出	■積立金
	主な基金積立金について次のとおり
	《財政調整基金》
	令和4度までは前年度繰越金の2分の1積み立てを見込み、令

和5以降は、収支差額が把握できるように、財政調整基金の取崩、 積立の影響を反映しない

《職員退職手当基金》

退職手当見込額が3億円を下回る場合に差額積み立てを見込み 算出

《庁舎建設基金》

25 億円を基金活用目標とし、令和4年度以降約1億円の積立を 計上

《市有建物等維持補修基金》

クリーン原町センターの更新や既存施設の維持補修に備え、令和5年 度以降4億円の積立を計上

- ■投資及び出資金 公営企業会計への出資見込額により算出
- ■繰出金

《企業会計分》

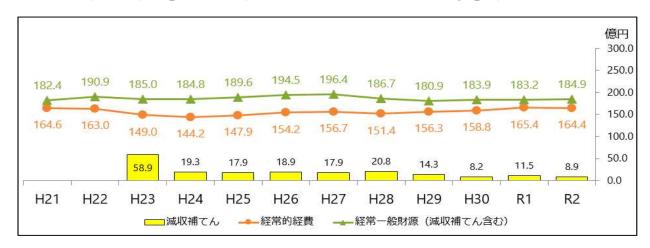
企業会計への繰出見込額により算出

なお、令和4年度以降、工場用地等整備事業特別会計では、下 太田工業団地造成時の市債残高約 5.5 億円の満期一括償還や、 小高区フロンティアパークを始め産業団地造成にかかる繰出金を計上。 《企業会計以外分(国保・介護・後期高齢者医療特別会計)》

平成30年度から令和2年度までの過去3か年平均の伸び率を基 に、国民健康保険特別会計への繰出金が▲1.3%、介護保険特別 会計への繰出金が+4.8%、後期高齢者医療特別会計への繰出金 が+1.0%で算出

資料編3 財政指標分析の補足(経常収支比率)※端数処理の影響により計の値と明細不一致の場合あり

○「歳出:経常的経費」と「歳入:経常一般財源(減収補てん含む)」の経過



○経常一般財源の内訳

(単位:億円)

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
①市税	93.8	91.7	29.6	64.2	68.6	86.6	88.3	85.7	88.8	96.6	96.0	96.2
②地方交付税(普通交付税)	63.2	68.2	68.3	72.6	73.4	63.0	60.9	54.8	50.1	49.9	47.8	49.4
③臨時財政対策債	11.1	16.5	14.7	15.9	17.0	12.4	10.5	8.2	8.5	9.7	8.5	9.2
④その他	14.4	14.5	13.5	12.8	12.8	13.6	18.8	17.2	19.2	19.5	19.5	21.3
⑤減収補てん (震災復興特別交付税)			58.9	19.3	17.9	18.9	17.9	20.8	14.3	8.2	11.5	8.9
計	182.4	190.9	185.0	184.8	189.6	194.5	196.4	186.7	180.9	183.9	183.2	184.9
区分		H22-H21	H23-H21	H24-H21	H25-H21	H26-H21	H27-H21	H28-H21	H29-H21	H30-H21	R1-H21	R2-H21
①市税		▲ 2.1	▲ 64.2	▲ 29.5	▲ 25.2	▲ 7.1	▲ 5.4	▲ 8.0	▲ 5.0	2.8	2.2	2.5
②地方交付税(普通交付税)		5.0	5.1	9.4	10.2	▲ 0.2	▲ 2.3	▲ 8.4	▲ 13.1	▲ 13.3	▲ 15.4	▲ 13.8
③臨時財政対策債		5.4	3.7	4.8	5.9	1.3	▲ 0.6	▲ 2.9	▲ 2.6	▲ 1.3	▲ 2.6	▲ 1.9
④その他		0.0	▲ 0.9	▲ 1.6	▲ 1.6	▲ 0.8	4.4	2.7	4.8	5.0	5.0	6.9
⑤減収補てん (震災復興特別交付税)		0.0	58.9	19.3	17.9	18.9	17.9	20.8	14.3	8.2	11.5	8.9
計		8.4	2.6	2.4	7.2	12.1	14.0	4.2	▲ 1.6	1.5	0.8	2.5
<pre>⑥ (=②+③)</pre>		10.4	8.7	14.2	16.1	1.1	▲ 2.9	▲ 11.3	▲ 15.7	▲ 14.6	▲ 18.0	▲ 15.7
(1) + (5) + (6)		8.4	3.4	4.0	8.8	12.9	9.6	1.5	▲ 6.4	▲ 3.6	▲ 4.3	▲ 4.3

○経常的経費の内訳

(単位:億円)

性	質	別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
人件費			46.3	40.9	48.6	38.6	36.5	38.8	39.1	38.4	39.0	39.0	40.6	45.0
物件費			25.2	25.2	14.2	17.8	21.9	24.3	24.9	26.0	28.1	29.7	31.0	28.7
維持補修費			1.8	2.7	2.0	2.3	2.2	3.1	3.0	3.1	3.8	3.5	3.4	3.2
扶助費			13.8	16.0	8.2	8.2	9.5	11.1	12.9	13.9	15.7	15.3	15.7	14.3
補助費等			23.9	24.7	21.9	20.1	20.7	21.1	21.9	21.4	20.0	21.6	24.0	24.4
公債費			36.4	35.5	35.9	35.4	37.3	37.0	34.4	28.7	29.6	30.3	30.7	29.9
繰出金			17.1	17.8	18.0	21.9	19.8	18.8	20.6	19.9	20.1	19.4	20.0	18.6
その他			0.2	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
	計		164.6	163.0	149.0	144.2	147.9	154.2	156.8	151.4	156.3	158.8	165.4	164.4
性	質	別		H22-H21	H23-H21	H24-H21	H25-H21	H26-H21	H27-H21	H28-H21	H29-H21	H30-H21	R1-H21	R2-H21
人件費				▲ 5.4	2.4	▲ 7.7	▲ 9.8	▲ 7.5	▲ 7.2	▲ 7.8	▲ 7.2	▲ 7.2	▲ 5.7	▲ 1.3
物件費				▲ 0.0	▲ 11.0	▲ 7.4	▲ 3.3	▲ 0.9	▲ 0.2	0.8	2.9	4.5	5.8	3.5
維持補修費				0.9	0.2	0.5	0.4	1.2	1.1	1.3	2.0	1.7	1.6	1.4
扶助費				2.2	▲ 5.6	▲ 5.6	▲ 4.2	▲ 2.6	▲ 0.9	0.1	1.9	1.5	1.9	0.5
補助費等				0.8	▲ 1.9	▲ 3.8	▲ 3.2	▲ 2.8	▲ 2.0	▲ 2.5	▲ 3.9	▲ 2.2	0.1	0.5
公債費				▲ 0.8	▲ 0.4	▲ 1.0	1.0	0.6	▲ 2.0	▲ 7.7	▲ 6.8	▲ 6.1	▲ 5.7	▲ 6.5
繰出金				0.7	0.9	4.9	2.7	1.8	3.5	2.8	3.0	2.3	2.9	1.5
その他				0.0	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	0.0
	計			▲ 1.6	▲ 15.6	▲ 20.4	▲ 16.7	▲ 10.3	▲ 7.8	▲ 13.2	▲ 8.3	▲ 5.8	0.8	▲ 0.2

資料編4 財政用語の解説

1 予算関係

区分	説明
一般会計	市の行政運営の基本的な経費が計上される会計です。
特別会計	特定の事業を行うため一般会計と区分して特定の歳入歳出を経理する
	ための会計です。
	●南相馬市の特別会計(令和3年度時点)
	国民健康保険特別会計
	介護保険特別会計
	育英資金貸付特別会計
	簡易水道事業特別会計
	亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計
	工場用地等整備事業特別会計
	太田財産区特別会計
	後期高齢者医療特別会計
公営企業会計	当該事業に係る経費を使用料等の収入でまかない住民サービスを提供
	するための特別会計で、地方公共団体の経営する企業を指し、地方公営
	企業法が適用されます。
	●南相馬市の企業会計(令和3年度時点)
	水道事業会計
	病院事業会計
	工業用道水事業会計
	下水道事業会計
普通会計	全国各地方公共団体によって会計区分の範囲が異なり、財政状況など
	の比較が困難なことから、一定の基準で会計を区分しなおしたものです。
	●南相馬市の普通会計は以下の会計を合算したもの
	一般会計
	育英資金貸付特別会計
	亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計

2 歳入関係

区分	説明
市税	地方税法、条例により市民や市内の企業から徴収する税です。歳入総
	額のおよそ2割を占め、主要な収入源となっています。
地方譲与税	法によって国が国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に

	譲与されている税です。
	● 南相馬市の地方譲与税
	地方揮発油譲与税
	自動車重量譲与税
	森林環境譲与税
税交付金	県が徴収した税の一部が交付されるものです。
	●南相馬市の税交付金
	利子割交付金
	配当割交付金
	株式等譲渡所得割交付金
	法人事業税交付金
	地方消費税交付金
	ゴルフ場利用税交付金
	環境性能割交付金
地方特例交付	国が減税を行ったことにより市税が減収となる部分を補うために国が交付
金	するものです。
	主に、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う
	地方公共団体の減収補てん分が措置されています。
地方交付税	国税 5 税(所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税)の一定
	割合を基本に、地方公共団体の財源の不均衡を調整し、地域に係わらず
	一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するため、国が交付するも
	のです。
	財源不足団体に対して交付される「普通交付税」と普通交付税で捕捉
	されない特別の財政需要に対し交付される「特別交付税」とに区分されま
	ब ु.
交通安全対策	交通安全施設の設置等に充てるため、道路交通法により納付される交
特別交付金	通反則金の一部が交付されるものです。
分担金及び負	市が特定の事業に要する経費に充てるために、その事業によって利益を
担金	受けるものに対し、その受益を限度として徴収するもので、養護老人ホーム
	の入所者が費用の一部を負担する老人保護措置費などがあります。
使用料及び手	使用料は公共施設などの利用の対価として徴収するもので、市営住宅
数料	家賃、各施設の使用料などがあります。
	 手数料は市が特定の者に提供するサービスの対価として徴収するもの
	 で、住民票の写しや印鑑登録証明の発行手数料、一般廃棄物処理手
	 数料などがあります。
L	I

国庫支出金	国が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して一定の割合で国が補助する場合に交付されるもので、 ・法によって国に負担する義務のある国庫負担金(生活保護費負担金など) ・奨励的、財政的援助的な国庫補助金(公立学校施設整備費等補助金など) ・本来国が行うべき事務を地方公共団体へ委託する場合の国庫委託金(国勢調査委託金など)
	に分類されます。
県支出金	県が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して一定 の割合で県が補助する場合に交付されるもので、国庫支出金と同様、その 目的、性格により県負担金、県補助金、県委託金に分類されます。
財産収入	財産運用収入は市が所有する土地や建物を貸し付けることによる財産 貸付収入と、基金から生ずる運用収入である利子及び配当金があります。 財産売払収入は市が所有する土地や物品の売払いにともなう収入で す。
寄附金	市民などから受ける金銭による寄附です。 使途を特定されない一般寄附金と使途が指定される指定寄附金があり ます。
繰入金	市の他会計や基金(貯金)からの繰入金で、主なものに財政調整基金 を取り崩し、一般会計に繰り入れる財政調整基金繰入金があります。
繰越金	市の決算剰余金(歳入決算額から歳出決算額を差し引き、そこから翌年度に繰り越すべき繰越明許費などの財源を控除したもの = 実質収支)を翌年度に繰り越して使用するものです。剰余金のうち 50%を財政調整基金に積立てます。
諸収入	上記及び市債以外の収入を計上する科目で、市預金利子、貸付金元 利収入、雑入があります。
市債(地方債・	市が財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務
起債)	で、その返済が一会計年度を越えて行われるもので、いわゆる市の借金です。
一般財源	財源の使途が特定の目的に限定されずに、どのような経費にも充てることができる財源のことをいいます。 市税、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、地方交付税などがこれにあたります。
特定財源	一般財源に対し、その使途が特定されている財源のことをいいます。

国・県支出金、使用料、手数料、財産収入、市債などがこれにあたり
ます。

3 歳出関係

(性質別分類) 予算の節の区分を基準とし、市の経費を性質(人件費、物件費など)によって分類するものです。

	区分	説明
義	人件費	市の職員の給与や退職金などの費用です。
務	扶助費	社会保障制度の一環として現金や物品などを支給さ
的		れる費用です。生活保護法、児童福祉法、老人福祉
経		法などの法令に基づくもののほか、乳幼児医療の公費負
費		担など市の施策として行うものも含まれます
	公債費	市債(市の借金)を返済する元利償還金と一時的な
		借入れをした場合の支払利息のことをいいます。
投	普通建設事業費	道路の新設や公共施設の新築または改築などの建
資		設事業に要する費用です。
的		工事請負費、設計監理委託料のほか、資本形成に
経		関係する補助金や人件費などもここに含まれます。
費	災害復旧事業費	災害によって生じた被害の復旧に要する費用です。
そ	物件費	人件費、扶助費、維持補修費などを除く、消費的
の		(支出の効果が単年度または極めて短期間で終わるも
他		の)な費用の総称です。賃金、旅費、需用費、役務費、
の		委託料、使用料及び賃借料などが含まれます。
経	維持補修費	市が管理する公共用または公用施設等の効用を維
費		持するための費用です。
	補助費等	主に市が市内の団体などに補助するために交付する
		費用です。他に相馬地方広域市町村圏組合負担金、
		報償費、火災・自動車損害保険料などがここに含まれま
		す。
	積立金	基金等に積み立てるための費用です。
	投資及び出資金・貸付金	水道事業、病院事業へ支出される出資金や、中小
		企業者の経営合理化に必要な資金の融資を促進し、
		中小企業の振興発展を目的し、貸付の原資とするため
		銀行に預託される中小企業振興資金貸付金などの費
		用です。
	繰出金	一般会計と特別会計または特別会計相互間におい
		て支出される費用です。
		一般会計からは国民健康保険特別会計、介護保険
		特別会計などへの繰出金があります。

4 財政指標等

	T
区分	説明
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準
	財政規模に対する比率で、数値が大きいほど返済負担が重いことを
	表します。
	この比率が 18%以上になると地方債の発行に国の許可が必要と
	なります。
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に
	対する比率で、数値が大きいほど今後の財政負担が重いことを表し
	ます。
経常収支比率	毎年経常的に収入される一般財源が、毎年固定的に支出しなけ
	ればならない経常的支出にどの程度充当されているかを示す指標
	で、数値が大きいほど政策的な経費に回す余裕がなく、財政構造が
	硬直化していることを表します。
臨時財政対策債	国から交付される地方交付税の原資が不足しているため、不足額
	を補てんするため、地方自治体が借入れする地方債のことです。
	その元利償還金相当額については、全額が後年度地方交付税を
	算定する際の経費(基準財政需要額)に算入されることになってい
	ます。
標準財政規模	地方交付税算定時に基準財政収入額を元に求められる標準税
	収入額に、地方譲与税、交通安全対策特別交付金、普通交付
	税、臨時財政対策債を加えたもので、地方公共団体の標準的な一
	般財源の収入額を表します。起債制限比率などの財政分析数値に
	用いられます。
	●標準財政規模 = 標準税収入額+地方譲与税+交通安
	全対策特別交付金+普通交付税+臨時財政対策債
基準財政需要額	普通交付税額を算定する場合に、地方公共団体の標準的な財
	政需要を算定するもので、行政項目ごとに下記の式により算定しま
	す。
	基準財政収入額から基準財政需要額を差し引いた額に調整率
	を乗じたものが、その年度に交付される普通交付税額となります。
	●基準財政需要額=測定単位×補正係数×単位費用
	【測定単位】…行政項目の財政需用の大きさを測定するための指
	標で、例えば消防費の場合は人口が測定単位となります。
	【補正係数】…各地方公共団体における自然的・社会的条件等

	を調整するための係数です。人口規模に対する財政需要を補正
	する段階補正などがあります。
	【単位費用】…測定単位の一単位当りの単価で、標準団体(市
	町村は人口 10 万人、面積 160 平方キロメートル)を設定し、そこ
	で必要とされる財政需要をもとに計算されます。
基準財政収入額	普通交付税額を算定する場合に、地方公共団体の標準的な一
	般財源収入額を下記の式により算定したものです。
	●基準財政収入額=[法定普通税+税交付金(利子割交付
	金など)+地方特例交付金]×75/100+地方譲与税+交通
	安全対策特別交付金
	(注意)一定の基準で計算した収入見込額で算定
	(注意) [法定普通税+税交付金(利子割交付金など)+地方
	特例交付金] ×75/100 を基準税額と呼びます。
標準税収入額	基準財政収入額の基準税額に 100/75 を乗じて求めた数値で
	す 。
	地方公共団体の標準的な税収入額を表し、これに地方譲与税、
	交通安全対策特別交付金を加えたものが標準税収入額等合計、
	さらに普通交付税を加えたものが、標準財政規模といい、起債制限
	比率等の財政分析数値に用いられます。
	●標準税収入額 = 基準税額 × 100/75

南相馬市中長期財政計画(改訂版)

令和4年3月

発 行 南相馬市 総務部 財政課

〒975-8686 南相馬市本町二丁目27 番地

電話: 0244-25-5225